

日本アルコール・アディクション医学会会則
Japanese Medical Society of Alcohol and Addiction Studies (JMSAAS)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、日本アルコール・アディクション医学会という。英訳名は、Japanese Medical Society of Alcohol and Addiction Studies (JMSAAS) とする。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を以下に置く。

〒602-8566 京都市上京区河原町広小路上る梶井町 465
京都府立医科大学法医学教室

また本会は、東京事務所を以下に置く。

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル
株式会社 毎日学術フォーラム内
日本アルコール・アディクション医学会事務局
TEL 03-6267-4550 FAX 03-6267-4555

(支 部)

第 3 条 本会は、必要があれば支部を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 本会は、臨床医学・基礎医学・社会医学その他関係分野の協力の下に、アルコール及び薬物・行動の依存・アディクションに関する研究の進歩並びに知識の普及、情報の提供等をはかり、もって学術・文化の発展に寄与する。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 学術集会、講演会及び研究会の開催
- (2) 機関誌及び図書の刊行
- (3) 調査研究
- (4) 内外の関連学会・協会等との連絡及び協力
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(種 別)

第 6 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、その活動に参加する医師又は研究者、及びアルコール・ニコチン・薬物及びその他の依存研究に関心がある者で、本会への入会に際し理事会の承認を得た個人。なお、理事会の承認事項は別に定める。
- (2) 名誉会員 本会に対し特に顕著な貢献があったと認められる者
- (3) 功労会員 本会に対し長年貢献があったと認められる者
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その活動を援助する個人、法人又は団体
- (5) 維持施設会員 本会の目的に賛同し、その活動を維持する研究施設会員
- (6) 学生会員 本会の目的に賛同し、本会評議員又は名誉会員が推薦する者。なお、本会員については一年毎の更新（資格確認審査）を行う。

(入 会)

第 7 条 本会の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を本会事務所に提出し、承認を受けなければならない。

(会 費)

第 8 条 正会員・学生会員及び賛助会員の会費は評議員会の議決を経て別に定める。

2. 名誉会員及び功労会員は、会費を納入することを要しない。
3. すでに納入された会費は返却しない。

(会員の権利)

第 9 条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会の刊行する機関誌に投稿すること
- (2) 総会及び学術集会、その他本会の行う事業に参加すること
- (3) 学術集会において発表すること
- (4) その他本会則及び別に定める規定にあげた会員の諸活動事項に参加すること

(会員の義務)

第 10 条 会員は、次の義務がある。

- (1) 会費を納入すること、ただし名誉会員及び功労会員はこれを要しない
- (2) 評議員会の議決を尊重すること

(資格の喪失)

第 11 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 禁治産、又は準禁治産の宣言
- (3) 死亡、又は失踪宣告、賛助会員の団体の解散
- (4) 会員たる法人、又は団体の解散
- (5) 除名

(退 会)

第 12 条 会員で、退会しようとする者は、事務所に退会届を提出しなければならない。

(除 名)

第 13 条 会員が次の各号の一つに該当するときは、評議員会の議決を経てこれを除名することができる。

- (1) 会費を 2 年以上滞納したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあったとき

第 4 章 役 員

(役 員)

第 14 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20 名以内
- (2) 理事長指名理事 若干名
- (3) 監事 2 名

(役員を選任)

第 15 条 役員は、別に定める規定により、これを評議員の中から選任する。

2. 理事長は、理事の互選によりこれを選任する。

(理事長の職務)

第 16 条 理事長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した副理事長がその職務を代行する。

(理事の職務)

第 17 条 理事は、理事会を組織し、この会則に定めるもののほか、本会の評議員会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 18 条 監事は、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 本会の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること

(役員任期)

第 19 条 役員任期は、4 年とし再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3. 役員はその任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行なう。

(役員解任)

第 20 条 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情のある場合には、その任期中であっても理事会及び評議員会の議決により、理事長がこれを解任することができる。

(役員報酬)

第 21 条 本会の役員は無報酬とする。ただし、会務に要した費用は、これを支弁することができる。

第 5 章 評議員

(評議員)

第 22 条 本会に評議員を置く。

2. 評議員は、評議員会を組織し、この会則に定める事項、理事会より諮問のあった事項、及び本会の運営につき必要な事項について審議する。
3. 評議員は、別に定める規定により正会員の中から、理事会の審議を経て理事長が任命する。
4. 評議員の任期は 4 年とし、再任を妨げない。

第 6 章 会議

(理事会の招集等)

- 第 23 条 理事会は、毎年 2 回理事長がこれを招集する。ただし理事長が必要と認めるときは、臨時理事会を招集することができる。
2. 理事現在数の 3 分の 1 以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 3. 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数)

- 第 24 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面または電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は、理事会成立のための出席者とみなす。
2. 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 3. 理事長が必要と認めた場合は、書面または電磁的方法によって理事の意見を求め、理事の 3 分の 2 以上の賛成があった事項については理事会決定とすることができる。

(評議員会の招集等)

第 25 条 評議員会は、毎年 1 回総会開催時に理事長がこれを招集する。ただし、理事長が必要と認めたときは、理事会の議を経て、臨時評議員会を招集することができる。

2. 評議員現在数の 5 分の 1 以上から、会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、その請求があった日から 30 日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。
3. 評議員会の議長は、年会長とする。

(評議員会の定足数)

第 26 条 評議員会は、評議員現在数の 3 分の 1 以上の者の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、書面または電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は、評議員会成立のための出席者とみなす。

2. 評議員会は、理事長の諮問に応じて本会の運営に関して審議する。
3. 評議員会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4. 理事長が必要と認めた場合は、書面または電磁的方法によって評議員の意見を求め、評議員の 3 分の 2 以上の賛成があった事項については評議員会決定とすることができる。

(評議員会の議決事項)

第 27 条 評議員会は、この会則に定めるもののほか次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表に関する事項
- (4) その他、理事会において必要と認めた本会の業務に関する重要事項

(総会の構成)

第 28 条 総会は、第 6 条第 1 号の正会員をもってこれを組織する。

(総会の招集)

第 29 条 総会は、毎年 1 回理事長がこれを招集する。

2. 臨時総会は、理事長が必要と認めたとき、理事長がこれを招集する。
3. 前項のほか、正会員の現在数の 5 分の 1 以上から、会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長はその請求があった日から 45 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
4. 総会の招集は、少なくとも 10 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面または電磁的方法による公示をもってこれを通知する。

(総会の議長)

第 30 条 総会の議長は、年会長とする。

(総会の報告事項)

第 31 条 総会は、この会則に定めるもののほか次の事項について報告する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表に関する事項
- (4) その他、理事会及び評議員会において必要と認めた本会の業務に関する重要事項

(会員への通知)

第 32 条 評議員会における議事の要約及び議決した事項は、本会の機関誌にこれを掲載し、全会員に通知する。

(議事録)

第 33 条 すべての会議には、議事録を作成し、理事・監事の確認を経て事務局にてこれを保存する。

第 7 章 学術集会

(学術集会)

第 34 条 本会は、毎年 1 回総会開催地において学術集会を開催する。

(年会長)

第 35 条 本会に、学術集会を主宰する会長（年会長）を置く。

2. 年会長は、正会員の中から理事会においてこれを推薦し、評議員会において選任する。
3. 年会長の任期は 1 年とする。
4. 年会長は、理事会に出席することができる。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 36 条 理事長は、本会の会務の運営のため、常置委員会を設置する。

2. 常置委員会として、編集委員会、総務委員会、広報委員会、倫理・COI 委員会、専門医委員会、学術賞選考委員会、国際委員会、運営委員会を置く。
3. 委員会に関する規定は、別に定める。
4. 委員会の委員長は、理事長が委嘱する。委員会の委員長は理事会に出席することができる。
5. 必要に応じて特別委員会を置くことができる。

第 9 章 資産及び会計

(会 計)

第 37 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

2. 本会の運営は、会費及び特別寄付金等によって賄われる。

(監査及び資産管理)

第 38 条 各年度の収支は、監事の監査及び評議員会の承認を経て会員に報告される。

2. 監事は資産についてこれを精査し、今後の活動を保証するために適切な管理を行う。

第 10 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 39 条 本会則は、理事現在数の 3 分の 2 以上、評議員現在数の 3 分の 1 以上及び正会員現在数の 15 分の 1 以上の承認を受けなければ変更できない。

(解 散)

第 40 条 本会の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の賛同を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 41 条 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数、評議員現在数及び正会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経て、本会の目的に類似の目的を有する学術団体に寄付するものとする。

第 11 章 補 則

(細 則)

第 42 条 本会則の施行の細則は、理事会、評議員会の議決を経て、別に定める。

付 則

1. 本会則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。